

## 日吉台学区自治連合会の防犯カメラの設置及び運用基準

### (目的)

**第1条** 日吉台学区自治連合会（以下「自治連合会」という。）は、自主的な防犯活動の一環として、住民の生命、身体及び財産を守り、犯罪の抑止と予防・交通安全その他公共の安全に資するため防犯カメラを設置する。

### (目的外使用の禁止)

**第2条** 自治連合会は、防犯カメラを運用するに当たり、第1条の目的から逸脱する運用をしてはならない。

### (設置及び操作)

**第3条** 防犯カメラの設置場所は次のとおりとする。

番号	設置場所
1号機	大津市日吉台1丁目13番9号
2号機	大津市坂本7丁目35番24号
3号機	大津市日吉台4丁目11番15号
4号機	大津市日吉台1丁目2番7号
5号機	大津市日吉台2丁目14番12号
6号機	大津市日吉台3丁目8番3号

**2** 防犯カメラは、公共の空間を広範囲にわたり写すようにし、次の各号を除き特定の物や個人の行動を写してはならない。

但し、次の場合においては、防犯カメラを操作し、特定の人又は物をズームアップすることができる。

- (1) 犯罪が発生したとき。
- (2) 犯罪が発生するおそれがあると認められるとき。
- (3) 地域における安全の保持その他第1条の目的達成のため必要があるとき。

**3** 自治連合会は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

### (プライバシーの保護)

**第4条** 自治連合会は、プライバシーの保護に努め、個人情報（個人情報の保護に関する法律：平成十五年五月三十日：法律第五十七号第2条第1項をいう）をみだりに公にすること等がないよう努めなければならない。

### (運用責任者)

**第5条** 自治連合会及び日吉台自主防犯推進会は、防犯カメラの運用について、運用責任者をそれぞれ1名選任するものとし、運用責任者は共同してその職務に当たる。

- 2 運用責任者の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。なお、解任又は辞任により後任者が選任されたときは、前任者の残任期間とする。
- 3 運用責任者は、第4条遵守の責を負い、プライバシーの保護を図り、個人情報の取扱い・保管について厳正な管理を行うものとする。

#### (運用)

**第6条** 自治連合会及び運用責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像表示装置(モニター等)により、不必要な監視、閲覧等を行わないこと。
- (2) 画像記録装置の設置、保管場所の管理を適正に行い、記録された情報の漏洩がないよう画像データを厳重に保管すること。
- (3) 記録された情報は一定期間後自動的に消去・上書きされる。ただし、第1条の目的のため、及び法令等に基づく場合、別途保存することがある。

#### (記録情報の閲覧等の禁止)

**第7条** 自治連合会の許可なく、記録された情報の閲覧、提供及び情報の持出し(以下「記録情報の閲覧等」という。)はしてはならない。

#### (記録情報の閲覧等の許可)

**第8条** 自治連合会は、次に掲げるときは記録情報の閲覧等を許可することができる。

- (1) 法令の定めがあるとき。
  - (2) 犯罪が発生したとき。
  - (3) 犯罪が発生するおそれがあると認められるとき。
  - (4) 第1条の目的に合致しているとき。
  - (5) 上記理由により警察署その他官公署から要請があったとき。
- 2 記録情報の閲覧等を許可する場合は、運用責任者の発議に基づき自治連合会役員会の合意・承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合には、自治連合会長及び運用責任者の承認を得てこれに代えることができる。この場合、直後の自治連合会役員会において報告し承認を得なければならない。
  - 3 前2項による記録情報の閲覧等の許可があった場合は、運用責任者はその許可を受けた者に限り記録情報等の閲覧等をさせるものとする。この場合において運用責任者は、当該閲覧等した者の氏名、連絡先、閲覧等をさせた日時、場所等詳細な閲覧事由を記録し、5年間保存しておかなければならない。
  - 4 記録情報の閲覧等をした者及び運用責任者は、閲覧等により知り得た事項をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

#### (改廃)

**第9条** この基準の改廃は、自治連合会役員会の議決を経るものとする。

#### 附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

平成29年1月21日 一部改定、学区自治連で議決、平成29年2月1日から施行する。